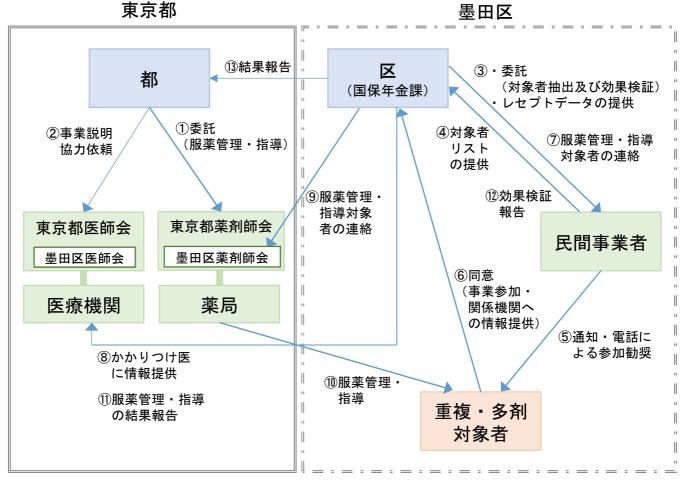
重複多剤服薬管理指導事業(都モデル事業)のイメージ



- ※ ③~⑤が目的外利用となる。⑥以降は本人同意があるため、運営審議会の承認は不要
- ①都は薬剤師会に、服薬管理・指導の委託を行う。
- ②都は医師会に、事業内容の説明及び協力依頼を行う。
- ③区は対象者抽出及び効果検証を委託し、民間事業者にレセプトデータを提供する。
- ④民間事業者はレセプトデータを基に対象者を抽出し、対象者リストを区に提供する。
- ⑤民間事業者は対象者に事業案内を通知する。また、電話により参加勧奨を行う。
- ⑥対象者は同意書を区に返信する。
- ⑦区は、同意があった服薬管理・指導対象者を民間事業者に連絡する。
- ⑧区は、服薬管理・指導を行うことについて、事前にかかりつけ医に情報提供する。
- ⑨区は、同意があった服薬管理・指導対象者を薬剤師会に連絡する。
- ⑩薬剤師会は、対象者に服薬管理・指導(服薬状況、残薬の確認や整理、服薬支援等)を行う。
- ⑪区は、かかりつけ医に服薬管理・指導の結果を報告する。
- ①民間事業者は、対象者のレセプトデータを検証し、服薬状況の改善等の効果検証を行って、結果 を区に報告する。
- ③区は、服薬管理・指導等の結果及び効果検証の結果を都に報告する。